

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成25年 1月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第2号

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる機関が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合における当該基準に適合することを証する書類とする。

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

(構造計算適合性判定の実施)

第3条 知事は、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けた場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に係る低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をするときは、建築基準法第18条の2第1項の規定による指定を受けた者に対し、構造計算適合性判定を求めるものとする。

(低炭素建築物の新築等の工事の完了の報告)

第4条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに別記第1号様式により、知事に報告しなければならない。

2 前項の場合において、認定建築主は、あらかじめ、別記第2号様式による確認書により建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいい、この項の規定による確認の対象となる建築物が、同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士又は2級建築士に限る。）による認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等の工事が行われた旨の確認を受け、当該確認書の写しを前項の報告書に添えなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

低炭素建築物の新築等の工事完了報告書

年 月 日

新潟県知事 様

報告者 住 所
氏 名

氏名 [㊦]
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり低炭素建築物の新築等の工事が完了したので、新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第4条第1項の規定により報告します。

記

認定年月日及び番号	年 月 日	第 号
確認年月日及び番号	年 月 日	第 号
認定に係る建築物の位置		

工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等の工事が行われた旨の確認をした建築士	(級) 建築士 () 登 録 第 号 住 所 氏 名 (級) 建築士事務所 () 知事登録第 号 所在地 名 称
法第55条第1項に規定する軽微な変更をした場合にあっては、その内容	

第2号様式 (第4条関係)

認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

確認者 (級) 建築士 () 登 録 第 号

住 所

氏 名

㊦

(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号

所在地

名 称

次のとおり、年 月 日 第 号で認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

	確認を行った部位、 材料の種類等	照 合 内 容	照合を行った設計図 書	照合結果 (不適の場合 には、その内容)
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する措置				
1次エネルギー消費量に関する措置				
建築物の低炭素化のためのその他の措置				
都市の緑地の保全への配慮				